神戸セレクション公式 SNS アカウントによる情報発信業務

仕様書

公益財団法人神戸市産業振興財団

1. 業務名

神戸セレクション公式 SNS アカウントによる情報発信業務

2. 目的

神戸セレクションとして認定された商品の情報を SNS で発信することで、事業者の販路 拡大に繋げるとともに、事業自体の知名度向上を図る。

3. 業務内容

- (1) 公式SNSアカウント (Instagram) の運用
 - ・神戸セレクション 2024 認定商品(10 商品)および神戸セレクション 2025 認定商品 (10 商品(見込み))の紹介記事の投稿
 - ・記事作成にあたり、商品に関する取材や投稿写真の撮影を行うこと
- (2) そのほか情報発信業務
 - (1) の運用とは別に、閲覧数増に繋がる施策を取り入れること(独自提案項目)

例:選定商品を使用した(身に着けた)状態での神戸の街並み紹介・イベント参加記事の 作成など

(3) 効果検証

効果の検証および分析として、インサイト検証のほか委託業者の分析を入れ込んだ形式 でのレポート提出とすること

[業務基本方針]

- ・フォトジェニックな写真撮影とわかりやすい文章、デザイン作成を行うこと
- ・神戸市民及び市外の20代~30代をメインターゲットとして、「グルメ・イベント・人」などのコンテンツを中心に、神戸セレクション認定商品の周知や購買に繋がるプロモーションをすること
- ・ストーリーズなどによる情報発信により、閲覧者が「シェア」したくなり、また、記事紹介された事業者も自社 SNS へ誘導したくなる投稿を意識すること
- ・指定したハッシュタグを必ず掲載し、ページを投稿すること
- ・投稿内容については、投稿前に公益財団法人神戸市産業振興財団(以下「当財団」という。) に確認すること。

4. 業務期間と想定投稿数

・神戸セレクション公式 SNS アカウント(Instagram)にて R6.11.1~12.31:神戸セレクション 2024 認定商品(10 商品) R7.1.1~2.28 :神戸セレクション 2025 認定商品(10 商品(見込み))

- ・3.業務内容(2)に関する投稿については、1か月に1~2投稿。
- ・全体として、上記合計30投稿程度とする。

5.委託期間

契約締結後から 2025 年 3 月 14 日 (金曜) までとする。

6. 納品物

- ・Instagram 投稿記事制作(画像と記事)
- ・神戸セレクション公式SNSアカウント(Instagram)への投稿
- ・効果検証レポート(「いいね」数、保存数・リーチ数は必ず報告すること)

7. 委託契約金額の上限

500,000円(税込み) ※取材に係る交通費等全ての費用を含む。

8. 留意事項

(1)秘密の保持

受託者は、本業務を介し知り得た機密・個人情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、当財団の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

- ①本業務の履行による成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利は、当財団に帰属するものとする。
- ②受託者は当財団が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、当財団の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③受託者は当財団に対し、納品物を他の媒体(当財団ホームページなど)で広報 PR 等の目的として使用することを許諾する。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、 当財団と受託者が協議して定めるものとする。

9. 問い合わせ先

公益財団法人神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6階

電 話:078-360-3209

メール: business@kobe-ipc.or.jp